

地域通貨システム
情報提供依頼書
(RFI : RequestForInformation)

1 背景

令和4年度から実施している本市の地域通貨事業「高崎通貨」については、アプリのみ・市からの給付のみの利用となっている。スマホを使えない層に対する給付やチャージに依る市民の自発的利用に対応し、より多様な事業への活用を図る為、カード型の発行と残高へのチャージ機能を備える地域通貨システムの情報提供を依頼するもの。

2 事業の目的

- ①デジタル技術を用いて、従来の現金給付や紙クーポン給付に伴う振込や精算の費用や手間などのコストを減することで、より迅速かつ柔軟な給付を行うこと。
- ②利用を市内店舗のみに限定することで、市内経済の発展を図ること。

3 高崎市の現状

(1) 納付

現行の高崎通貨は既製のQR決済アプリ上の期限付きポイントとして給付している。

給付にあたっては対象者リストを市からアプリ事務局に提供し、それに基づきアプリ事務局から利用者にポイントを給付する。給付頻度は月1回としている。

(2) 加盟店管理

利用可能な店舗は市内の決済アプリ加盟店で、本市として店舗管理・開拓は行っていない。新規の加盟店には市から加盟店用の掲示物を郵送している。

(3) 問い合わせ対応

利用者からの問い合わせは決済アプリ側コールセンターで受け付けている。各事業課は制度に関する問い合わせを受ける。

(4) 利用

利用者は給付を受けるにあたり、マイナンバーカードと銀行口座紐付によりアプリの利用者認証を行う。店舗においてはCPM方式・MPM方式で決済を行う。加盟店が売り上げを受け取る際に加盟店手数料が差し引かれる。

(5) 精算

上記差し引かれた加盟店手数料の補填を半年ごとに実施。利用のあった加盟店への精算は、市が事前に振り込んだ給付原資の中からアプリ事務局が行う。

4 地域通貨を利用する人数など

給付事業については以下の通り。サービス提供後、給付事業の拡大を検討予定。

年間利用人数	給付事業数	1回あたり給付金額	流通残高合計
2,500人程度	3事業	数万～30万円程度	8,000万円程度

チャージについては機能は備えるものの、プレミアム付与や流通残高については未定。

5 求める主なサービス要件

(1) 納付

- ・ 納付は任意のタイミングで市側オペレーションにより実施できる。
- ・ 納付原資や納付タイミングは、事業ごとに管理できる。
- ・ スマホアプリが使えない利用者にもカードを用いて納付ができる。
- ・ カードは、プリペイドのみでなく追加で納付を受けることが出来る。
- ・ イベント会場など、その場で納付を行うことが出来る。

(2) 加盟店管理

- ・ 加盟店は管理アカウントから一元で管理可能である。
- ・ 事業ごとに利用可能な店舗を設定できる。
- ・ 加盟の申込みは電子的に実施可能である。

(3) チャージ

- ・ クレジットカードやコンビニ ATM を用いて残高をチャージする機能を有する。
- ・ チャージ機能の活性・非活性を切り替えることができる。
- ・ チャージ時に、市の指定するプレミアムを上乗せすることができる。
- ・ プレミアム付与は予定額に到達し次第、自動で終了することができる。

(4) 店舗

- ・ 店舗に設置した QR を読ませることで決済出来る。
- ・ 店舗側アプリでユーザーのアプリないしカードを読みとって決済出来る。
- ・ 店舗側アプリで売り上げを管理できる。
- ・ 店舗売上額の請求は電子的に自動で行われる。
- ・ 店舗への清算は、任意の手数料率（0%含む）を差し引いて行うことができる。

(5) ユーザー認証

- ・ マイナンバーカード等を用いて個人を認証。
- ・ 認証の要否は事業ごとに選択出来る（A 納付事業では必須、B 納付事業では不要など）。

(6) 業務委託

- ・ アプリ・カード（5000 枚）・販促掲示物のデザインと印刷
- ・ 加盟店募集に係る店舗説明会等の開催
- ・ ユーザーや店舗からの問い合わせ対応（コールセンターなど）
- ・ 店舗への売り上げ精算業務の委託（月 1 回以上）

※その他、事業を効率的に行う上で有用な機能があればご紹介ください。

6 情報提供依頼事項

情報提供にあたっては、項目に沿って各書式で作成・提出してください。

提供いただく情報は、当市の求めるサービスの一部に対するものでもかまいません。

提出物	提出様式
(1) 回答書	様式 1
(2) 会社概要	任意
(3) 自治体への導入実績	様式 2
(4) 提案製品のカタログ・資料（システム機能や委託できるサービスがわかるもの、セキュリティ対策、保守・業務支援の内容など）	任意

(5)	機能・サービス対応表	様式3
(6)	一般的な導入前後の事務フロー、スケジュールの分かる資料	任意
(7)	費用（初年度イニシャルコスト、通年ランニングコスト） ※システム使用にかかる費用や委託にかかる費用など内訳が分かるように	任意
(8)	費用（当初以降に給付事業を追加した際のイニシャルコスト、ランニングコスト）	任意
(9)	その他ご意見・機能のご提案	任意

7 今後のスケジュール

R7.12～R8.1	RFI 実施
R8.2～3	プロポーザル実施
R8.4 初旬	事業者選定
R8.6 頃	サービスイン

8 情報の提供方法・期限

情報提供にあたっては、「6 情報提供依頼事項」の項目に沿っての任意の書式で作成してください。

（1）提出方法

電子メールで受け付けます。件名を「【社名】地域通貨のサポートシステム情報提供」とし、「8 事務局」に送信してください。

添付ファイルサイズが4MBを超えると受信できませんので、その場合は外部ストレージ等をご利用ください。

（2）提出期限 令和8年1月16日（金）17:00まで

9 質疑応答

（1）質問方法

ア 質問は、別紙の質問書に記載し、電子メールで「11 事務局」にお送りください。

イ 件名は「【社名】地域通貨システム情報提供に係る質問」としてください。

ウ 電話、FAX、郵送、訪問等による質問は受け付けません。

（2）質問期日 令和7年12月26日（金）17:00まで

（3）質問に対する回答

令和8年1月9日（金）までに高崎市ホームページに隨時掲載します。

10 情報等の取扱い及び経費負担等

- (1) 本情報提供依頼は、システムに関する各種情報を広く得るための手段として実施するものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 本情報提供依頼は、それをもって将来の調達の実施を約束するものではありません。
- (3) 本情報提供への参加の有無は、今後の事業者選定とは一切関係ありません。
- (4) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、本市から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- (5) 本情報提供依頼の実施に要する費用はすべて事業者等の負担とします。
- (6) 本情報提供依頼において提供を受けた資料等は返却しません。
- (7) 提供を受けた提案、資料等は、提供者に無断で本件に係る事項以外には利用せず、第3者に提供しません。
- (8) 提供を受けた提案、資料等については調達の際の調達仕様書に反映する場合があります。

11 事務局

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所7階
高崎市企画調整課 担当：矢端（やばた）

電話：027-321-1202

E-Mail：kikaku@city.takasaki.gunma.jp